

令和3年度独立行政法人国立美術館契約監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和4年2月14日（月） 東京国立近代美術館 3階貴賓室																				
出席委員（敬称略）	○委員長 真室 佳武（鎌倉市鏑木清方記念美術館館長） ○委員 高場 一博（弁護士） 高橋 明也（東京都美術館館長） 田中 淳（独立行政法人国立美術館監事・大川美術館館長）																				
欠席委員（敬称略）	茶田 佳世子（独立行政法人国立美術館監事・公認会計士）※ ※事後に書面にて審査。																				
審査対象期間	令和3年（令和3年1月1日～令和3年12月31日）																				
個別審査対象案件	<table border="1"> <tr> <td>令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約で令和3年においても一者応札となったもの</td> <td>6件</td> <td rowspan="10">○議事 (1) 令和3年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ） (3) 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和3年に随意契約となった契約について (5) 令和3年における随意契約事前点検結果について</td> </tr> <tr> <td>一般競争入札</td> <td>32件</td> </tr> <tr> <td>最低価格落札方式</td> <td>28件</td> </tr> <tr> <td>総合評価落札方式</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td>165件</td> </tr> <tr> <td>企画競争</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>公募</td> <td>19件</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>140件</td> </tr> <tr> <td>随意契約事前点検結果</td> <td>5件</td> </tr> </table>		令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約で令和3年においても一者応札となったもの	6件	○議事 (1) 令和3年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ） (3) 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和3年に随意契約となった契約について (5) 令和3年における随意契約事前点検結果について	一般競争入札	32件	最低価格落札方式	28件	総合評価落札方式	4件	随意契約	165件	企画競争	6件	公募	19件	競争性のない随意契約	140件	随意契約事前点検結果	5件
令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約で令和3年においても一者応札となったもの	6件	○議事 (1) 令和3年度契約監視委員会審査対象件数について (2) 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ） (3) 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について (4) 令和3年に随意契約となった契約について (5) 令和3年における随意契約事前点検結果について																			
一般競争入札	32件																				
最低価格落札方式	28件																				
総合評価落札方式	4件																				
随意契約	165件																				
企画競争	6件																				
公募	19件																				
競争性のない随意契約	140件																				
随意契約事前点検結果	5件																				
法人における事後点検の結果、法人が講ずることとした措置	別紙1のとおり																				
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙2のとおり																				
委員会による意見の内容	法人が講ずることとした措置については、着実に改善に取り組んでいただきたい。また、審査の過程で検討や見直しをしていただきたいと申し上げた点については事務局で適切な対応をお願いしたい。 全体としては問題なく処理されている。																				

法人における事後点検の結果、講ずることとした措置

○議題（2） 令和2年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和3年の状況について（フォローアップ）

① 法人全体に講ずることとした措置

特になし

② 各館の個別の案件に対して講ずることとした措置

「国立西洋美術館 情報システム等の運用管理支援業務」

【一般競争（最低価格落札方式）】

- ・令和5年度の入札の際に、競争参加資格等の見直しを行い必要最低限のものとし、準備期間を含め業務期間を十分に確保するほか、公告期間を20日間以上として契約の改善に取り組むものとする。

○議題（3） 令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約について

① 法人全体に講ずることとした措置

- ・契約の着手日を仕様書に明記し、契約履行のための準備期間が適切にとられているか確認できるようにする。
- ・業務期間を十分に確保するため、開札日から着手日まで、原則として1か月とする。
- ・令和3年に一者応札・応募となった競争性のある契約は、各館において自己点検（フォローアップ）を実施する。
- ・過去の委員会での指摘を受けて、工事以外の物品等について、令和4年度から、半期ごとの調達見通しを公表することとした。（工事については既に事前公表を実施済み）
この作業を通じて、各館においては、適切な業務計画に基づく、計画的な調達を実施するとともに、業者においては早期の調達情報をもとに入札等の準備を進めることができるものと考えている。取組みを通じて一者応札・応募の改善となるよう努めたい。

② 各館の個別の案件に対して講ずることとした措置

「京都国立近代美術館電話交換機システム更新工事」

【一般競争（最低価格落札方式）】

- ・契約の相手方の参考見積を基に予定価格を作成したところ、契約の相手から低額

の入札があり、低落札率となったものである。電話交換機の各館における調達
は10年～15年に1回程度と少なく、過去の事例が確認できないことが原因と考
えられる。今後の調達に当たっては、他館や他法人に納入実績を照会するなどの
方策を取ることで、適正な予定価格を作成するものとする。

○議題（4） 令和3年に随意契約となった契約について

① 法人全体に講ずることとした措置

- ・ 展覧会を実行委員会方式や複数館で実施する場合の共催館が締結する契約につ
いては、入札結果や相見積書の写しの提出を受けるなど、競争性が確保されてい
ることの確認を徹底する。
- ・ 作家の展示に係る機材等の指定については、当該指示は書面によることに加え、
当該指示が会計的に適正であることの分任契約担当役の理由書を添付すること
により、随意契約によることの適正性を確保する。

② 各館の個別の案件に対して講ずることとした措置

特になし

○議題（5） 令和3年における随意契約事前点検結果について

特になし

以 上

質問・意見	回答
<p>議題（１）</p> <p>令和３年度契約監視委員会審査対象件数について</p> <p>特になし</p> <p>議題（２）</p> <p>令和２年に一者応札・応募となった競争性のある契約の令和３年の状況について（フォローアップ）</p> <p>①「東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）の建築設備維持管理業務」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （国立工芸館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年から令和３年にかけて、契約金額が増えている理由はなぜか。 <p>②「東京国立近代美術館工芸館（国立工芸館）にかかる建物等火災保険」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （国立工芸館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年から令和３年にかけて、契約金額が増えている理由はなぜか。 <p>③「国立新美術館 水冷スクリーチャー整備作業」 【一般競争（最低価格落札方式）】 （国立新美術館）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和２年から令和３年にかけて、契約金額が増えている理由はなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立工芸館は建物を石川県及び金沢市が整備しており、令和２年は建築設備維持管理業務のうち保守業務分は石川県及び金沢市による整備の保証期間内であるため、含まれていなかった。令和３年は当該保守業務も美術館が負担しているため。 ・令和２年は単年度契約であったものを、令和３年から５年間の複数年契約としたため。 ・作業対象となるスクリーチャーの台数が令和２年よりも多いため。

議題（３）

令和３年に一者応札・応募となった競争性のある契約について

- ①「『隈研吾展 新しい公共性を作るためのネコの５原則』会場設営業務等一式」
【一般競争（最低価格落札方式）】
（東京国立近代美術館）

・建築家から指示はあったのか。

- ②「京都国立近代美術館内施設（カフェ）の貸付」

【随意契約（企画競争）】
（京都国立近代美術館）

・建物の貸付に当たって、カフェを営業する業者に金銭を支払うということか。

・建築事務所に施工図を作成してもらい、一般競争入札にかけているが、応札したのが一者であった。

・当該契約は収入契約である。この場合は業者に条件を提示させて、美術館にとって最も良い収入条件で応募した者と契約をすることとしているが、応募した業者が一者となった。

なお、資料では収入契約と支出契約の区別がついておらず分かり難くなっていた。次回より資料を分けることとした。

議題（４）

令和３年に随意契約となった契約について

- ①「水戸芸術館現代美術ギャラリー開催『ピピロッティ・リスト:Your Eye Is My Island-あなたの眼は私の島-』展出展作品に係る映像機材の賃貸借一式」
【随意契約（競争性のない随意契約）】
（京都国立近代美術館）

・当該契約において調達したものは、別個で記載されている「『ピピロッティ・リスト:Your Eye Is My Island-あなたの眼は私の島-』展出展作品に係る映像機材の賃貸借一式」のものと同じか。

・そのとおりである。

- ・国立美術館が他の美術館の経費を負担しているのはなぜか。

- ・国立美術館はナショナルセンターとして、地域における鑑賞機会の充実のため、全国の公私立美術館等と連携して、国立美術館の収蔵品を活用した巡回展や企画展を地方において積極的に開催することとしている。開催に当たっては、地方の美術館の負担軽減のため、必要な経費を一部負担することとしている。

本展覧会も、この方針に沿って実施したものであり、経費の支出に当たっては、国立美術館の会計規則に則って適切に執行している。

②「美術作品等保管」

【随意契約（競争性のない随意契約）】 （東京国立近代美術館）

- ・当該契約について、競争性のある契約への移行予定又は契約予定の有無の欄が移行予定無しとなっているが、一般的には競争性があるように思われる。

- ・国立美術館の会計規則において美術作品の運送・保管契約は随意契約ができることとなっている。一方で、美術作品の運送業務は、国内であれば少なくとも3社は請負うことができるものと認識している。

そのため、一概に随意契約とするのではなく、複数社による見積合わせを実施した上で契約を締結するものとしている。

- ・当該契約は、収蔵庫に入りきらない作品を保管するための外部倉庫との契約か。

- ・そのとおりである。

③「写真 クリストファー・ウィリアムス 作 『車名:1964年ルノードーフィン-4、R-1095』」

【随意契約（競争性のない随意契約）】 （国立国際美術館）

- ・何を購入したのか。

- ・11点組の写真である。

④「映画フィルム」

【随意契約（競争性のない随意契約）】

（国立映画アーカイブ）

・同じ作品を、別個の契約でさらに1本購入しているのはなぜか。

・国立映画アーカイブが購入する映画フィルムは、購入委員会等で外部の有識者に諮って購入されているのか。

・館の上映用フィルムと優秀映画鑑賞推進事業用フィルムである。優秀映画鑑賞推進事業用フィルムは全国を巡回するので劣化が早く、館内上映用とは別に購入している。

・年度計画に定める、国立映画アーカイブの作品収集方針に基づいて購入しているものである。

以 上